

土砂災害防止法第10条第1項の規定に基づく

特定開発行為許可制度の手引き

令和5年8月

神奈川県国土整備局河川下水道部砂防課

【当手引きにおける用語の定義】

- 法 : 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
- 政令 : 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）
- 省令 : 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 71 号）
- 細則 : 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成 13 年神奈川県規則第 54 号）
- 要綱 : 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為許可申請等に関する事務処理要綱
- 審査基準 : 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく申請に対する審査基準
- 所長 : 細則第 1 条に規定する土木事務所長及び治水事務所長

目 次

第1章 特定開発行為許可制度の目的・事務の流れ	
1 特定開発行為許可制度の目的	3
2 特定開発行為許可事務の流れ	4
第2章 特定開発行為の定義等	
1 特定開発行為の定義	5
2 特定開発行為に該当する行為（許可が必要になる行為）	6
3 対策工事等の実施期間（許可の期間）	12
4 他の法令との関係	12
5 特定開発行為の申請単位	13
6 特別警戒区域等の指定位置図・区域図の縦覧窓口	14
第3章 特定開発行為許可の申請手続	
1 特定開発行為許可申請の事前相談手続	15
2 特定開発行為許可の申請手続	16
3 許可の基準	18
4 許可又は不許可の通知	19
5 既着手の場合の届出等	19
6 許可の特例	19
第4章 対策工事等の実施手続	
1 特定開発行為許可済の標識の掲示	20
2 特定開発行為の開始の届出	20
第5章 特定開発行為中の手続	
1 変更の許可等の申請・届出	21
2 地位の承継の届出	22
3 地位の譲渡の許可の申請	23
4 対策工事等の休止の届出・再開の届出	23
5 対策工事等の廃止の届出	23
第6章 対策工事等の完了後の手続	
1 工事完了の検査等	24
2 特別警戒区域の指定解除	24
第7章 建築制限・建築物の構造規制	
1 建築制限	26
2 建築物の構造規制	26
第8章 その他	
1 特定開発行為許可の標準処理期間	27
2 罰則	28
第9章 様式集	29

第1章 特定開発行為許可制度の目的・事務の流れ

1 特定開発行為許可制度の目的

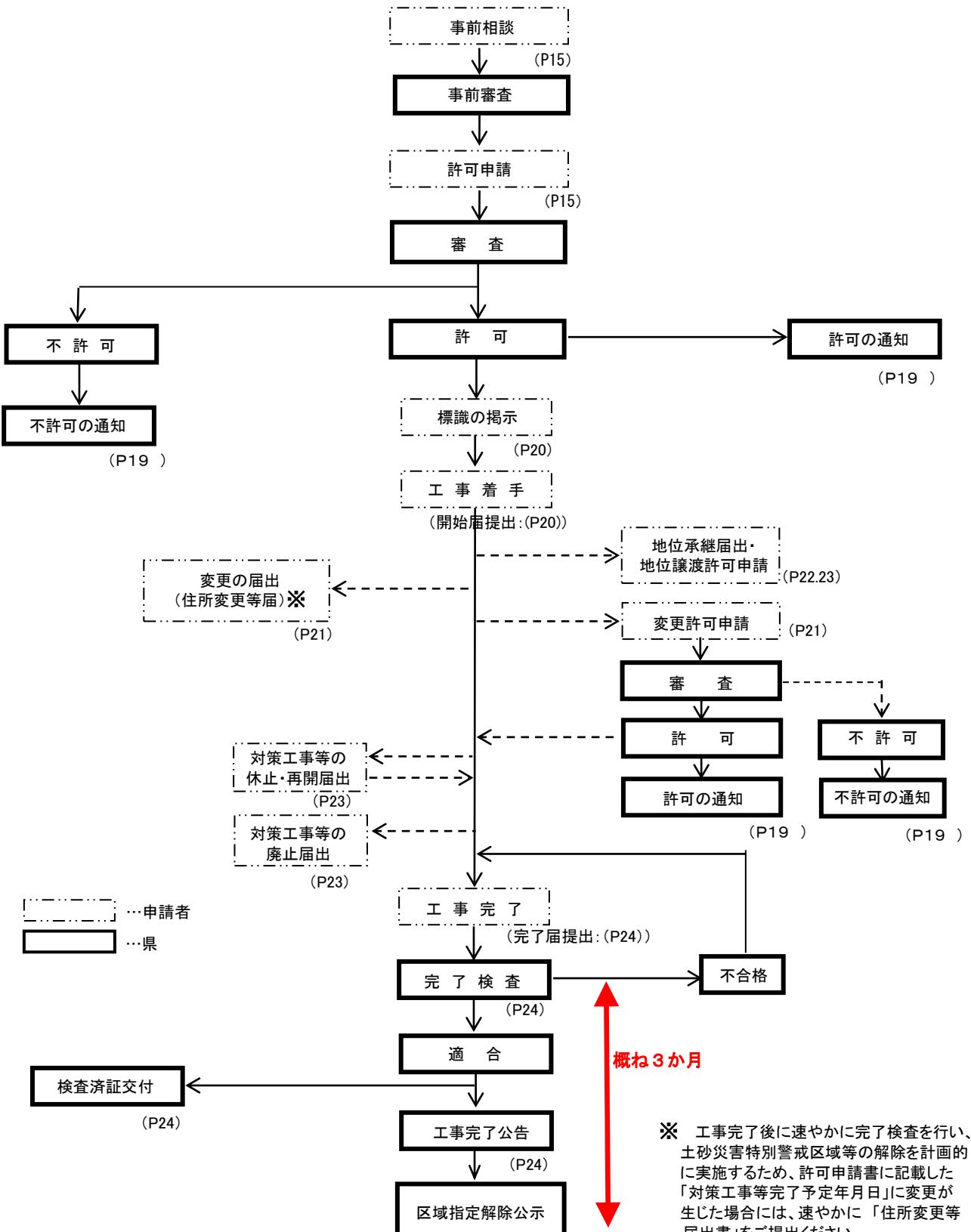
特定開発行為許可制度は、法第9条第1項の規定により指定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内における住宅宅地の分譲等や特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の立地を目的とした土地の区画形質を変更する行為（＝特定開発行為）を都道府県知事の許可制として、都市計画法等の適用の有無にかかわらず、土砂災害に対する安全性の確保を開発段階から図ろうとする観点から制限を設けたものである。

また、特定開発行為の許可基準は、開発区域内の個別の制限用途施設に着目して安全性を確保するための基準であり、開発区域の特別警戒区域内に「制限用途と同じ目的の建築物」の敷地が含まれるのであれば、開発面積に関係なく特定開発行為の許可制度の対象となるものである。

2 特定開発行為許可事務の流れ

法第10条第1項の特定開発行為の許可事務の流れは次のとおりである。

表1 特定開発行為許可事務の流れ概要図



第2章 特定開発行為の定義等

1 特定開発行為の定義（法第10条）

特定開発行為とは、特別警戒区域における、次の行為をいう。

- ① 住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）を建築する目的で行われる土地の区画形質の変更
- ② 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設を建築する目的で行われる土地の区画形質の変更

なお、①及び②の用途でないことが確定していない場合も含まれる。

詳しくは、次頁「2 特定開発行為に該当する行為（許可が必要になる行為）」を参照。

○ 法第10条第1項

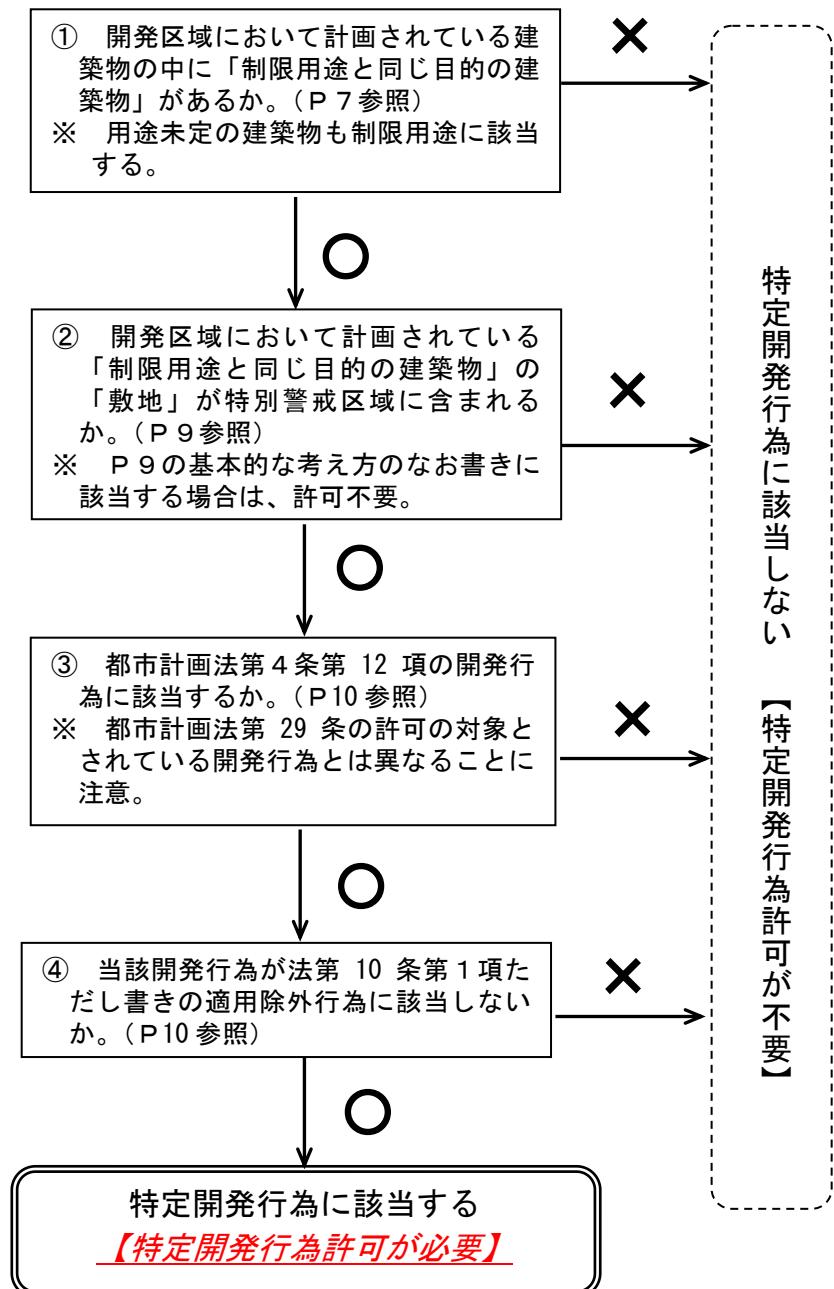
特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 特定開発行為に該当する行為（許可が必要になる行為）

(1) 特定開発行為の判断

当該開発行為が特定開発行為に該当するか否か（許可が必要になるか否か）は、次により判断され、該当するものは知事（所管する所長）の許可を受けなければならない。

表2 特定開発行為の該当の有無の判断フロー



(令和5年8月改訂)

① 開発区域において計画されている建築物の中に「制限用途と同じ目的の建築物」があるか。

法第10条第2項 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

（制限用途）

政令第6条 法第10条第2項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

- 一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供之施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センターその他これらに類する施設
- 二 特別支援学校及び幼稚園
- 三 病院、診療所及び助産所

ア 基本的な考え方

制限用途とは、予定建築物の用途で、非自己用住宅及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設以外の用途でないものをいう。（法第10条第2項）

「以外の用途でないもの」は、「用途が非自己用住宅及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設であるもの」のほか、「用途が非自己用住宅及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設でないことが確定していないもの」を含んでいる。そのため、用途が確定していない場合は、制限用途の要件に該当するので注意が必要である。

イ 制限用途該当性判断の基準

- (ア) 予定建築物の用途が制限用途であるか否かの判断に当たっては、当該用途が住宅（自己の用に供するものを除く。）並びに社会福祉施設、学校及び医療施設（政令第6条で定めるものに限る。）を含まないことが確定していないものであるときは、制限用途に含まれる。
- (イ) 政令第6条で定める社会福祉施設、学校及び医療施設に該当するか否かの判断に当たっては、関係法令の基準を満たさない施設であっても、社会通念上、施設の性格を評価したうえで、施設の概念に含めてとらえることが可能なものは、制限用途に含まれる。

ウ 制限用途のカテゴリーの整理

以上より、制限用途は大きく次の3つのカテゴリーに分けられる。

- ① 非自己用住宅
- ② 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設
- ③ 用途未定の建築物

制限用途である特に防災上の配慮を要する者が利用する施設は、政令第6条に定められている社会福祉施設、学校及び医療施設であり、それぞれの具体的な用途を表3に示す。

表3 具体的な制限用途*の類型表

令和4年7月現在

分 類	具体的な制限用途
住宅（自己の居住の用に供するものを除く）	分譲住宅、賃貸住宅、社宅、学生下宿 など
老人福祉施設（老人介護支援センターを除く） 有料老人ホーム	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視覚障害者情報提供施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する施設	障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る）の用に供する施設
社会福祉施設 保護施設 (医療保護施設及び宿所提供的施設を除く)	救護施設、更生施設、授産施設
児童福祉施設 (児童自立支援施設を除く)	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童家庭支援センター
障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る）の用に供する施設	障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る）の用に供する施設
母子・父子福祉施設	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム
母子健康包括支援センター	母子健康包括支援センター
その他これらに類する施設	児童相談所に設置される一時保護施設など
特別支援学校、幼稚園	盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園
病院、診療所、助産所	病院、診療所、助産所

*上記の施設は関係法令の定義に該当するものであるが、関係法令の基準を満たさない施設であっても、社会通念上、施設の性格を評価したうえで、施設の概念に含めてとらえることが可能なものは、制限用途の対象となる。

② 開発区域において計画されている「制限用途と同じ目的の建築物」の「敷地」が特別警戒区域に含まれるか。

基本的な考え方

「制限用途と同じ目的の建築物」の「敷地」は、建築基準法施行令第1条第1号の敷地と同義である。

なお、「制限用途と同じ目的の建築物」の「敷地」が特別警戒区域に含まれる場合であっても、「制限用途と同じ目的の建築物」が次のいずれかに該当する場合は、法第10条第1項括弧書きにいう「特別警戒区域外において建築が予定されている建築物」に該当するものとする。そのため、開発区域の全ての「制限用途と同じ目的の建築物」が次のいずれかに該当する場合は許可不要となる。

- ア 「制限用途と同じ目的の建築物」について、建築基準法第6条第1項に規定する建築確認済証が交付され、当該建築確認申請書に添付された配置図により、当該建築物が特別警戒区域に含まれないことが確認できる場合
- イ 「制限用途と同じ目的の建築物」について、建築基準法第6条第1項に基づく建築確認申請時に申請書に添付する配置図※により、当該建築物が特別警戒区域に含まれないことが確認できる場合（事前相談時と建築確認申請時に特別警戒区域に変更がない場合に限る。）（都市計画法第29条の開発許可が必要な場合を除く。）
- ウ 当該建築物の敷地のうち旗竿地の路地状部分にのみ特別警戒区域が含まれており、当該路地状部分に建築物を建築することが物理的に不可能である場合
- エ 当該建築物の敷地のうち建築基準法第42条に規定する道路にのみ特別警戒区域が含まれる場合
- オ その他、ア～エに類するものとして、当該建築物の建築が特別警戒区域外において予定されているものと認められる場合

※ 事前相談時に提出する配置図に、当該配置図と同じものを建築確認申請書に添付する旨を記載する。

（令和5年8月改訂）

○ 建築基準法施行令第1条第1号

敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。

③ 都市計画法第4条第12項の開発行為に該当するか。

ア 開発行為の定義

法第10条における「開発行為」とは、都市計画法第4条第12項で定義されている「開発行為」と同義であり、都市計画法第29条の許可の対象とされている開発行為とは異なることに注意を要する。

○ 都市計画法第4条第12項

この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

イ 開発行為該当性判断の基準

法第10条における「開発行為」に該当するか否かは、都市計画法の開発行為の許可を所管する行政庁で定めている判断基準によるものとする。

④ 当該開発行為が法第10条第1項ただし書きの適用除外行為に該当しないか。

特定開発行為であっても、特定開発行為の許可制度の趣旨に反しないものとして許可を要せずにを行うことができる行為を表4に示す。

表4 特定開発行為から除外される行為

No	適用除外行為	具体例
1	非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為	<ul style="list-style-type: none">・被災者等の仮設住宅等の設置に伴う盛土・切土・被災家屋の撤去等に係る盛土・切土・その他開発許可を要する用途の建築物に関するもので、非常災害の応急措置として必要となる盛土・切土、流出土砂の撤去等
2	仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為	<ul style="list-style-type: none">・制限用途に該当し短期間に限り設置する建築物の用に供する目的で行う盛土・切土等

(2) まとめ

特定開発行為に該当するか否か（許可が必要となるか否か）の判断についてまとめると、次の表5に示すとおりとなる。

表5 特定開発行為許可の要否の判断

都市計画法第4条第12項の開発行為に該当するものについて、下図のとおり「敷地が土砂災害特別警戒区域に入るか否か」により特定開発行為許可が必要か否かが判断される。ただし、法第10条第1項ただし書きの適用除外行為に該当する場合は許可不要。

特定開発行為許可が必要(※)	特定開発行為の許可が不要
<p>特別警戒区域 「制限用途と同じ目的の建築物」の敷地 開発区域</p>	<p>特別警戒区域 「制限用途と同じ目的の建築物」の敷地 開発区域</p>
<p>特別警戒区域 「制限用途と同じ目的の建築物」の敷地 道 路 「制限用途と同じ目的の建築物」の敷地 以外の土地（緑地、建築基準法第42条に規定する道路等） 開発区域</p>	<p>特別警戒区域 「制限用途と同じ目的の建築物」の敷地 以外の土地（緑地、建築基準法第42条に規定する道路等） 道 路 「制限用途と同じ目的の建築物」の敷地 開発区域</p>

※ 当該建築物の敷地のうち旗竿地の路地状部分にのみ特別警戒区域が含まれており、当該路地状部分に建築物を建築することが物理的に不可能である場合は許可不要。

なお、都市計画法第29条の開発許可が必要ない場合について、上図に加えて、下図のとおり「建築が予定されている建築物が土砂災害特別警戒区域に入るか否か」により特定開発行為許可が必要か否かが判断される。(建築が予定されている建築物の位置は、建築確認申請時に申請書に添付する配置図によって判断される。P 9②ア、イ参照。)

特定開発行為許可が必要	特定開発行為の許可が不要
<p>特別警戒区域 開発区域 「制限用途と同じ目的の建築物」の敷地</p>	<p>特別警戒区域 「制限用途と同じ目的の建築物」の敷地 開発区域 「制限用途と同じ目的の建築物」の敷地</p>

(令和5年8月改訂)

3 対策工事等の実施期間（許可の期間）

特定開発行為に係る対策工事等（法第 11 条、12 条）の実施期間（許可の期間）は、原則として、1 年以内の期間とする。ただし、開発区域の規模等から判断して、1 年以内とすることが著しく実情にそぐわないと認められるときは、3 年以内とすることができる。

4 他の法令との関係

開発区域において、表 6 に示すようなその他の法令による規制がかかっている場合があるので留意する。（表 6 以外の法令も必要に応じて確認する。）

表 6 確認する必要があるその他の主な法令

法 令
森林法
農地法
農業振興地域の整備に関する法律
自然公園法・神奈川県立自然公園条例
自然環境保全法・神奈川県自然環境保全条例
都市緑地法
首都圏近郊緑地保全法
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
神奈川県風致地区条例
鳥獣保護法
文化財保護法・神奈川県文化財保護条例
都市計画法
宅地造成等規制法（注）
建築基準法
土地区画整理法
都市再開発法
神奈川県土砂の適正処理に関する条例
河川法
道路法
砂防法
地すべり等防止法
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
土採取規制条例
神奈川県土地利用調整条例
神奈川県環境影響評価条例

（注）宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年 5 月 27 日法律第 55 号）による改正前の宅地造成等規制法。

5 特定開発行為の申請単位

特定開発行為の申請単位、すなわち土地の区画形質の変更のとらえ方の単位については、土地の利用目的、物理的位置関係、時期的関係等からみて、一体不可分で一連のものと認められる場合には、全体を一体の開発行為としてとらえる。したがって、同一の者が連担した土地の形質変更を行う際に、排水施設、道路等の設置が一連のものとして行われ、造成時期も近接しているような場合には、たとえ工区が設定され、工事が数回に区分して行われるとしても、これら一連の造成を一体的な開発行為としてとらえて、全体を当該特定開発行為の区域と判断し特定開発行為許可を受ける必要がある。

6 特別警戒区域等の指定位置図・区域図の縦覧窓口

指定された特別警戒区域等は県公報に公示され、その指定位置図・区域図は、砂防課、各土木（治水）事務所（センター）の許認可指導担当課及び各市町村担当課（特別警戒区域のみ縦覧）において縦覧されている。

指定位置図・区域図の県機関における縦覧窓口は表7のとおりである。

表7 指定位置図・区域図の縦覧窓口

窓口	所在地	電話	所管市町村
神奈川県県土整備局 河川下水道部砂防課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	045-210-6505	県内全域
横須賀土木事務所 計画建築部許認可指導課	〒238-0022 横須賀市公郷町1-56-5	046-853-8800	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町
平塚土木事務所 計画建築部許認可指導課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢土木事務所 許認可指導課	〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-7-1	0466-26-2111	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町*
厚木土木事務所 計画建築部許認可指導課	〒243-0016 厚木市田村町2-28	046-223-1711	厚木市、愛川町、清川村
厚木土木事務所東部センター許認可指導課	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町1-11-3	0467-79-2800	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
厚木土木事務所津久井治水センター許認可指導課	〒252-0157 相模原市緑区中野937-2	042-784-1111	相模原市
県西土木事務所 計画建築部許認可指導課	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2	0465-83-5111	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町*
県西土木事務所小田原土木センター許認可指導課	〒250-0003 小田原市東町5-2-58	0465-34-4141	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
横浜川崎治水事務所 許認可指導課	〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20	045-411-2500	横浜市
横浜川崎治水事務所川崎治水センター管理課	〒214-0038 川崎市多摩区生田4-25-1	044-932-7211	川崎市

* 寒川町及び開成町は、特別警戒区域等の指定はない。（令和5年8月現在）

また、県ホームページでも参考として公表している。

- 神奈川県土砂災害情報ポータル

(<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>)

- 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の法定図書など

(<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/sabo/bousai/keikai/kouji.html>)

第3章 特定開発行為許可の申請手続

1 特定開発行為許可申請の事前相談手続

(1) 事前相談の趣旨

特定開発行為を行う場合は、特定開発行為をしようとする者（以下「申請予定者」という。）が、対策工事等の計画・設計の準備をすることとなるが、その前段階として、そもそも特定開発行為に該当するか否かを判断する必要があることから、各土木（治水）事務所（センター）において、申請予定者から事前相談を受け付けている。

(2) 特定開発行為計画概要書の提出

申請予定者は、特定開発行為に該当するか否か判断するのが困難であり、事前審査を受けることを希望する場合は、各土木（治水）事務所長（センター所長）に「特定開発行為計画概要書（要綱第1号様式）」（P30：1-①）を提出する。

各土木（治水）事務所（センター）では、申請予定者による図面作成を支援するため、申請予定者に対し、土砂災害特別警戒区域を示した「座標位置図」、「座標一覧」を提供している。

申請予定者は、土地利用計画図作成にあたり、各土木（治水）事務所（センター）から提供を受けた「座標位置図」、「座標一覧」をもとに、土地利用計画図に、正確に、土砂災害特別警戒区域、座標記号を記入するとともに、出典（「本図面は、〇〇土木（治水）事務所から入手した土砂災害特別警戒区域を示した「座標位置図」、「座標一覧」をもとに、土砂災害特別警戒区域を記入した」旨）を記載する。

(3) 配置図の提出

申請予定者は、手引きP9②のア又はイにより許可の要否の審査を受けることを希望する場合は、計画概要書（添付図書を含む。）に加え、各土木（治水）事務所長（センター所長）に、配置図を提出する。

申請予定者は、配置図作成にあたっても、配置図に、正確に、土砂災害特別警戒区域、座標記号を記入するとともに、出典（「本図面は、〇〇土木（治水）事務所から入手した土砂災害特別警戒区域を示した「座標位置図」、「座標一覧」をもとに、土砂災害特別警戒区域を記入した」旨）を記載する。

併せて、配置図に当該配置図と同じものを建築確認申請時に添付する旨も記載する（手引きP9②イの場合に限る。）。

2 特定開発行為許可の申請手続（法第11条、省令第8～10条、細則第3条）

特定開発行為許可を受けようとする者は、法第11条（申請の手続）、省令第8条から第10条及び細則第3条の定めるところにより、必要な申請書等を提出し、あらかじめ当該区域を所管する所長の許可を受けなければならない。

（1）提出書類

特定開発行為許可の申請に必要な書類は、「特定開発行為許可申請書（省令別記様式第2）」（P32：1-③）のほか、表8のとおりである。

また、「特定開発行為許可に係る申請書類等チェックリスト（申請者用）（要綱第4号様式）」（P31：1-②）の写しを提出する。

なお、工事完了後に速やかに完了検査を行い、土砂災害特別警戒区域等の解除を計画的に実施するためには対策工事等の完了予定年月日を把握する必要があるので、当該申請書の「対策工事等完了予定年月日」欄にはその時点で精査した日付を記載するとともに、当該予定に変更が生じた場合には、速やかに「住所変更等届出書」（P21、P39：3-②）を提出する。

表8 特定開発行為許可申請時に提出すべき書類

図面及び書類	明示すべき事項
① 計画説明書 (細則第2号様式) (P33: 1-④)	対策工事等の計画の方針、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況並びに開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。以下同じ。）内の土地の現況及び土地利用計画
② 計画図	縮尺
現況地形図	地形、特別警戒区域及び開発区域の境界、対策工事等を施行する位置並びに当該対策工事等の種類
土地利用 計画図	開発区域の境界並びに特定予定建築物の用途及び敷地の形状
造成計画 平面図	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び当該開発区域における対策施設を設置する位置
造成計画 断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面
対策工事等 平面図	対策工事等を施行する位置及び当該対策工事等の種類
対策工事等 断面図	対策工事等を施行する前後の地盤面の状況及び対策工事等の種類
対策施設 構造図	対策施設（政令第7条第3号から第5号までに規定する施設及び同条第6号に規定する擁壁をいう。以下この表において同じ。）の種類及び構造
③ 構造計算書	対策施設を設置しようとする者は、政令第7条第3号から第6号までに規定する技術的基準に適合することを説明する構造計算書
④ 開発区域位置図	縮尺1/50,000以上で開発区域の位置を表示した地形図
⑤ 開発区域区域図	縮尺1/2,500以上で開発区域の区域等を表示したもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発区域の区域 ・ 当該区域を明らかに表示するに必要な市町村界、大字、字及び小字の境界、特別警戒区域界並びに土地の地番及び形状

(2) 申請書等の部数

申請書、届出書及び添付書類の提出部数は、正本1通とする。

(3) 申請窓口

申請書等は、当該区域を所管する土木（治水）事務所（センター）の許認可指導担当課に提出する。

当該区域が2事務所以上の所管区域にわたる場合には、当該区域を最も広くその所管区域に含む土木（治水）事務所（センター）の許認可指導担当課に提出する。

申請の窓口は表9のとおりである。

表9 特定開発行為許可申請の窓口

窓口	所在地	電話	所管市町村
横須賀土木事務所 計画建築部許認可指導課	〒238-0022 横須賀市公郷町1-56-5	046-853-8800	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町
平塚土木事務所 計画建築部許認可指導課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢土木事務所 許認可指導課	〒251-0025 藤沢市鵠沼石上2-7-1	0466-26-2111	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町*
厚木土木事務所 計画建築部許認可指導課	〒243-0016 厚木市田村町2-28	046-223-1711	厚木市、愛川町、清川村
厚木土木事務所東部センタ ー許認可指導課	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町1-11-3	0467-79-2800	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
厚木土木事務所津久井治水 センター許認可指導課	〒252-0157 相模原市緑区中野937-2	042-784-1111	相模原市
県西土木事務所 計画建築部許認可指導課	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2	0465-83-5111	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町*
県西土木事務所小田原土木 センター許認可指導課	〒250-0003 小田原市東町5-2-58	0465-34-4141	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
横浜川崎治水事務所 許認可指導課	〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20	045-411-2500	横浜市
横浜川崎治水事務所川崎治 水センター管理課	〒214-0038 川崎市多摩区生田4-25-1	044-932-7211	川崎市

* 寒川町及び開成町は、特別警戒区域等の指定はない。（令和5年8月現在）

3 許可の基準

法第12条に規定する許可の基準は、次のとおりである。

- ① 対策工事の計画（法第11条第1項第3号）が、政令第7条に定められた技術的基準に従って講じられていること。
- ② 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画（法第11条第1項第4号）が政令第7条に定めた技術的基準に従って講じられていること。
- ③ 申請の手続が法又は法に基づく命令の規定に違反していないと認められること。

* 詳細については、「特定開発行為の許可に係る対策工事等技術審査基準」（別冊）を参照すること。

4 許可又は不許可の通知

特定開発行為許可の申請については、所長により審査され、許可又は不許可の処分について文書により申請者あて通知される。

5 既着手の場合の届出等（法第 14 条、省令第 11 条）

(1) 既着手の場合の届出（法第 14 条第 1 項、省令第 11 条）

特別警戒区域の指定時に、既に開発行為に着手している場合は、新たに許可を受ける必要はないが、法第 14 条第 1 項の規定に基づき、特別警戒区域の指定日から起算して 21 日以内に、既に着手している当該特定開発行為に係る「届出書（省令別記様式第 3）」（P 35：1—⑤）を所長に提出する必要がある。

なお、法第 14 条第 1 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、法第 42 条の規定に基づき 20 万円以下の過料に処される。

(2) 着手の定義

法第 14 条第 1 項の「着手している」とは、特別警戒区域が指定された時点で実際の工事※に着手していることをいう。

※ 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）を含む。

(3) 既着手の場合の助言・勧告（法第 14 条第 2 項）

所長は、既着手の特定開発行為について、土砂災害を防止するために必要があると認めるときは、当該届出者に対して必要な助言又は勧告をする場合がある。

助言又は勧告の具体的な内容としては次のようなものがある。

助言・・・現に開発工事を行っている場合、特別警戒区域内であり、土砂災害の著しい危険がある土地であるという注意喚起
勧告・・・現に施工している開発工事の計画及び施工方法が、土砂災害に対して安全なものとなっていない場合における具体的な改善方法（対策工事の実施、適切な施工管理等）の勧告や予定建築物の用途の変更の勧告

6 許可の特例（法第 15 条）

国又は地方公共団体が開発主体として特定開発行為を行う場合については、国又は地方公共団体の公的性格にかんがみ、これらの者と所長との協議が成立することをもって、法第 10 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

第4章 対策工事等の実施手続

1 特定開発行為許可済の標識の掲示（細則第8条）

許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等の施工期間中施工地の見やすい場所に、「特定開発行為許可済の標識（細則第7号様式）」（P36：2-①）を掲示しておかなければならない。

2 特定開発行為の開始の届出（細則第9条）

許可を受けた者が当該許可に係る行為を開始したときは、「土砂災害特別警戒区域内特定開発行為開始届出書（細則第8号様式）」（P37：2-②）により、その日から5日以内に所長に届け出なければならない。

「当該許可に係る行為を開始したとき」とは、実際の工事*に着手したことをいう。

* 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）を含む。

第5章 特定開発行為中の手続

1 変更の許可等の申請・届出（法第17条、省令第12条、13条、細則第4条、5条）

(1) 変更の許可（法第17条第1項）

既に許可を受けた特定開発行為の内容について、次の事項を変更しようとする場合は、あらためて所長の許可を要する。

- ① 特定予定建築物の用途及びその敷地の位置（法第11条第1項第2号）
- ② 対策工事の計画（法第11条第1項第3号）
- ③ 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画（法第11条第1項第4号）

(2) 変更の許可の申請書（細則第4条）

変更の許可を受けようとする者は、「特定開発行為変更許可申請書（細則第3号様式）」（P38：3-①）に、変更に係る事項を説明する書類を添えて、所長に提出しなければならない。

○ 添付書類

次のうち変更した部分に係る書類

計画説明書、現況地形図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、対策工事等平面図、対策工事等断面図、対策施設構造図、構造計算書、その他所長が必要とする資料

(3) 変更の届出（法第17条第3項、細則第5条）

次に掲げる事項の変更をしたときは、変更の日から10日以内に、「住所変更等届出書（細則第4号様式）」（P39：3-②）に、変更の事実を証する書類を添えて、所長に届け出なければならない。

※特に、②の「対策工事等の完了予定年月日」については、工事完了後に速やかに完了検査を行い、土砂災害特別警戒区域等の解除を計画的に実施するために把握しておく必要があるので、当該予定年月日に変更が生じた場合には、速やかに「住所変更等届出書」を提出すること。

- ① 予定建築物の用途を法10条第1項の制限用途以外のものに変更したとき
- ② 省令第12条で定める軽微な変更をしたとき
 - ・対策工事等の着手予定年月日の変更
 - ・対策工事等の完了予定年月日の変更
- ③ 住所又は氏名の変更（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）

2 地位の承継の届出（細則第6条）

(1) 地位の承継

許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該事業の全部を承継させるものに限る。）があったとき、次の者は当該許可を受けた者の地位を承継する。

- ・相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）
- ・合併後存続する法人
- ・合併により設立された法人
- ・分割により当該事業の全部を承継した法人

(2) 地位の承継の手続

地位を承継した者は、当該承継の日から20日以内に、「土砂災害特別警戒区域内特定開発行為地位承継届出書（細則第5号様式）」（P40：3-③）に、承継の事実を証する書類を添えて、所長に届け出なければならない。事実を証する書類とは、次の書類をいう。

- ① 特定開発行為許可を承継する相続人が1人の場合
→当該相続人の戸籍謄本
- ② 特定開発行為許可を承継する相続人が2人以上であり、当該相続に係る相続人の全員の同意により当該特定開発行為を承継する者として選定された場合
→当該同意があったことを証する書面及び承継に係る相続人全員の戸籍謄本
- ③ 承継者が合併により特定開発行為許可を承継した法人である場合
→合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- ④ 承継者が分割により当該事業の全部を承継した法人である場合
→当該法人の登記事項証明書

3 地位の譲渡の許可の申請（細則第7条）

(1) 地位の譲渡

許可を受けた者の地位は、所長の許可を受けなければ譲渡することができない。

(2) 地位の譲渡の手続

地位の譲渡の許可を受けようとするときは、譲渡の理由を示す書類その他所長が必要と認める書類を添えて、「土砂災害特別警戒区域内特定開発行為地位譲渡許可申請書（細則第6号様式）」（P41：3-④）により、当該譲渡の当事者双方が連署して、所長に申請しなければならない。

4 対策工事等の休止の届出・再開の届出（細則第10条）

対策工事等を休止しようとするときは、あらかじめ、「対策工事等休止届出書（細則第9号様式）」（P42：3-⑤）に、対策工事等の施行状況を示す写真を添えて、所長に届け出なければならない。

また、当該対策工事等を再開したときは、「対策工事等再開届出書（細則第10号様式）」（P43：3-⑥）により、その日から5日以内に所長に届け出なければならない。

5 対策工事等の廃止の届出（法第20条、省令第17条、細則第11条）

許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく、「特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書（省令別記様式第6）」（P44：3-⑦）に、次の書類を添えて、所長に届け出なければならない。

- ① 対策工事等を廃止した理由を記載した書面
- ② 対策工事等の施行状況を示す図面及び写真
- ③ 対策工事等を廃止した後の土砂災害の防止のための措置を記載した書面及び図面

第6章 対策工事等の完了後の手続

1 工事完了の検査等（法第18条、省令第14～16条）

(1) 対策工事等完了届出書（法第18条第1項、省令第14条）

許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等のすべてを完了したときは、「対策工事等完了届出書（省令別記様式第4）」（P45：4-①）を所長に届け出なければならない。

届出を行う時期は、対策工事等のすべてが完了したときであるので、対策工事等のすべてが完了していない場合、完了検査の対象には該当しないので注意が必要である。

(2) 工事完了の検査及び検査済証の交付（法第18条第2項、省令第15条）

許可を受けた者は、(1)の届出後、所長による完了検査を受ける。検査の結果、当該対策工事等が法第12条の政令で定める技術的基準に適合していると認められたときは、所長から「検査済証（省令別記様式第5）」が交付される。また、土砂災害特別警戒区域等の解除予定期が文書により、通知される。

(3) 対策工事等完了公告（法第18条第3項、省令第16条）

検査済証が交付された後、県公報に対策工事等が完了した旨が公告される。なお、完了公告があるまでは、制限用途の建築物を建築してはならないことに留意が必要である。

詳しくは、P26「第7章 建築制限・建築物の構造規制」を参照。

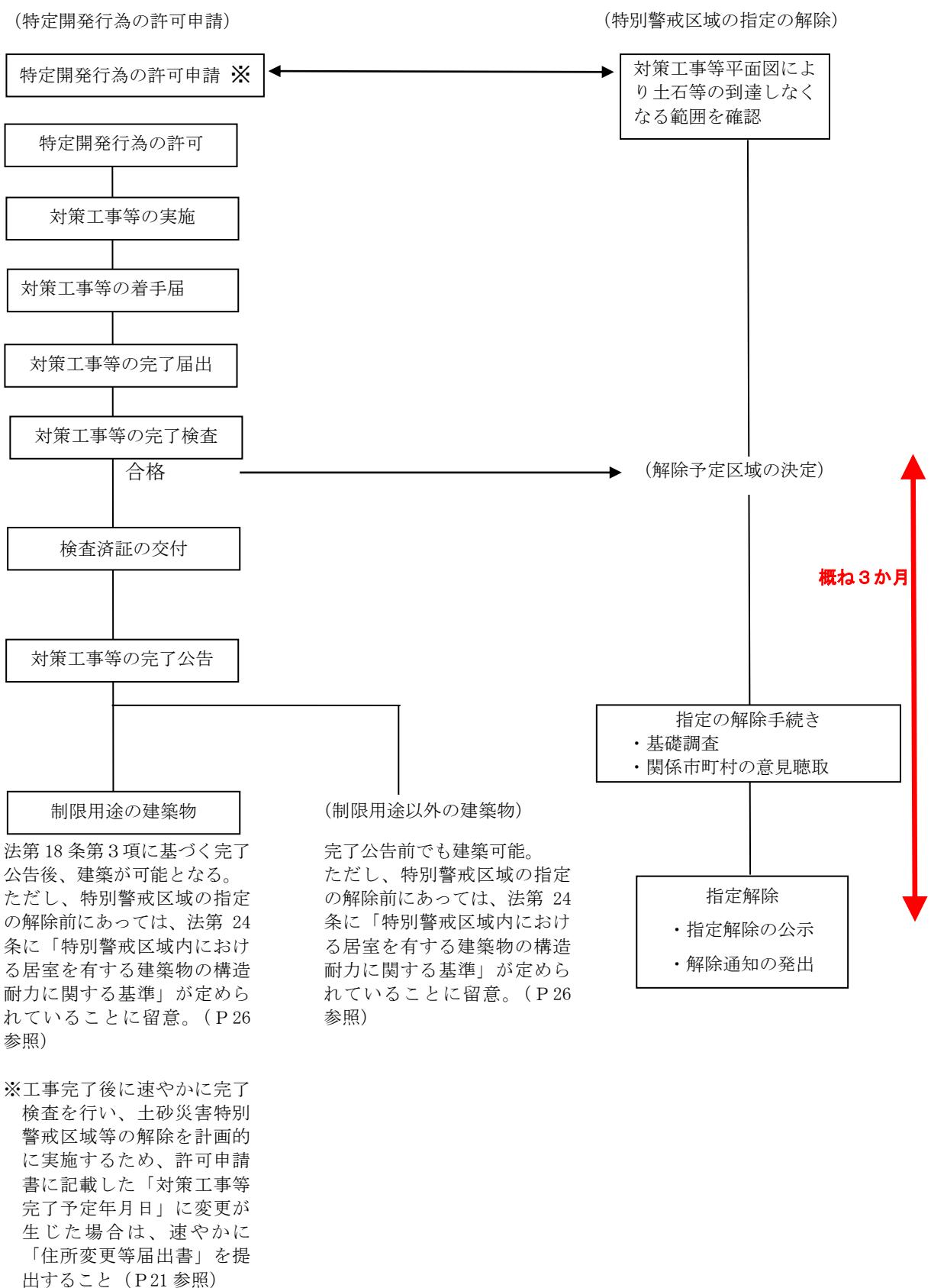
2 特別警戒区域の指定解除（法第9条第8項、9項）

工事の完了により、当該区域は土砂災害に対する安全性が確保され、特別警戒区域の指定事がなくなるため、県は特別警戒区域の指定を解除するための基礎調査（法第4条第1項）を行う。

基礎調査の結果、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなったと認めるときは、関係市町村長の意見聴取を行い、県公報へ公示して、当該特別警戒区域の解除を行う。また、解除が行われた場合、土砂災害警戒区域等の解除をした旨が文書により、通知される。

（次頁の表10のとおり）

表 10 特定開発行為の許可申請と特別警戒区域の指定の解除手続



第7章 建築制限・建築物の構造規制

1 建築制限（法第19条）

法第19条では、特定開発行為の許可を受けた開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）内の土地においては、対策工事等の完了公告があるまでの間は、法10条第1項の制限用途の建築物を建築してはならないことが定められている。

なお、法第19条は、あくまでも制限用途の建築物の建築を禁止するものであり、制限用途の建築物以外のもの、すなわち、そもそも法第10条による制限の対象になっていない用途に係る建築物の建築を何ら制限するものではない。

2 建築物の構造規制（法第24条、第25条）

法第24条の規定により、建築基準法施行令において、特別警戒区域内における居室を有する建築物が当該区域において急傾斜地の崩壊等により想定される衝撃に対して安全性が確保されることとなるよう、構造耐力に関する基準が定められている。

また、法第25条の規定により、特別警戒区域（都市計画区域等の建築確認が必要な区域を除く。）内における居室を有する建築物について、この構造耐力に関する基準への適合性を担保するため、建築基準法上確認が必要とされている建築物（同法第6条第1項第1号から第3号までに掲げるもの）以外のものであっても、建築確認の対象とされている。

特定開発行為に係る対策工事等の完了公告後は、制限用途の建築物を建築することは可能であるが、特別警戒区域の指定が解除される前に建築確認申請を行う場合にあっては、この構造耐力に関する基準が定められていることに留意する必要がある。

また、特定開発行為許可申請が不要な開発行為（予定建築物が制限用途でない場合など）において、特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合にも、この構造耐力に関する基準が定められていることに留意する必要がある。

第8章 その他

1 特定開発行為許可の標準処理期間

法に基づく許可に係る標準処理期間は表 11 のとおりである。

表 11 法に基づく許可に係る標準処理期間

許可事項(法令条項)	標準処理期間
特別警戒区域内特定開発行為許可(法第10条第1項)・協議(法第15条)	40日
特別警戒区域内特定開発行為変更許可(法第17条第1項)・変更協議(法第17条第4項で準用される法第15条)	30日
特別警戒区域内特定開発行為地位譲渡許可(細則第7条第1項)	15日

処理期間に算入しない日数

- 1 休日、祝日及び閉庁日
- 2 申請書に不備がある場合に、申請者に照会するために必要とする日数及び申請者が補正するために必要とする日数
- 3 申請の途中で、申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数
- 4 審査のために必要な書類、資料等を追加することとなった場合に必要とする日数
- 5 所長から申請者に許可書が渡るまでに必要とする日数

2 罰則（法第 38 条～第 42 条）

法に基づく罰則の規定は、表 12 のとおりである。

表 12 罰則規定一覧表

行 為 者	罰 則
法第 5 条第 7 項及び第 30 条第 2 項（基礎調査及び緊急調査のための土地の立入り等）の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者	6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 (法第 39 条第 1 号)
法第 10 条第 1 項（特定開発行為の制限）の規定に違反して、特定開発行為をした者	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (法第 38 条第 1 号)
法第 14 条第 1 項（既着手の場合の届出）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	20 万円以下の過料 (法第 42 条)
法第 17 条第 1 項（変更の許可等）の規定に違反して、特定開発行為をした者	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (法第 38 条第 1 号)
法第 17 条第 3 項（法第 17 条第 1 項ただし書該当の変更の届出）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	20 万円以下の過料 (法第 42 条)
法第 19 条（建築制限）の規定に違反して、法第 10 条第 1 項の制限用途の建築物を建築した者	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (法第 38 条第 2 号)
法第 20 条（特定開発行為の廃止の届出）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	20 万円以下の過料 (法第 42 条)
法第 21 条第 1 項（監督処分）の規定による所長の命令に違反した者	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (法第 38 条第 3 号)
法第 22 条第 1 項（立入検査）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 (法第 39 条第 2 号)
法第 23 条（報告の微収等）の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者	20 万円以下の罰金 (法第 40 条)
法第 38 条から法第 40 条に規定されている違反行為がなされた場合、当該現実にその行為をした者が、 ① 法人の代表者 ② 法人・個人の代理人 ③ 法人・個人の使用人その他の従業者 のいずれかに当たる場合には、その法人又は人に対しても、それぞれ該当する条文に基づき罰金刑が科せられる。	

第9章 様式集

1 第3章関係（特定開発行為許可の申請手続関係様式）

- ① 特定開発行為計画概要書（要綱第1号様式）
- ② 特定開発行為許可に係る申請書類等チェックリスト（申請者用）（要綱第4号様式）
- ③ 特定開発行為許可申請書（省令別記様式第2）
- ④ 計画説明書（細則第2号様式）
- ⑤ 届出書（既着手）（省令別記様式第3）

2 第4章関係（対策工事等の実施手続関係様式）

- ① 特定開発行為許可済の標識（細則第7号様式）
- ② 土砂災害特別警戒区域内特定開発行為開始届出書（細則第8号様式）

3 第5章関係（特定開発行為中の手続関係様式）

- ① 特定開発行為変更許可申請書（細則第3号様式）
- ② 住所変更等届出書（細則第4号様式）
- ③ 土砂災害特別警戒区域内特定開発行為地位承継届出書（細則第5号様式）
- ④ 土砂災害特別警戒区域内特定開発行為地位譲渡許可申請書（細則第6号様式）
- ⑤ 対策工事等休止届出書（細則第9号様式）
- ⑥ 対策工事等再開届出書（細則第10号様式）
- ⑦ 特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書（省令別記様式第6）

4 第6章関係（対策工事等の完了後の手続関係様式）

- ① 対策工事等完了届出書（省令別記様式第4）

1-① 特定開発行為計画概要書(要綱第1号様式)

要綱第1号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

特定開発行為計画概要書

年 月 日

神奈川県 所長 殿

住 所
氏 名 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

次のとおり特定開発行為許可申請について事前審査を受けたいので、提出します。

項目	計画内容
開発区域に含まれる地域の名称	
開発区域の面積	平方メートル
土地の区画・形・質の変更	<input type="checkbox"/> 区画の変更 <input type="checkbox"/> 形の変更 ・盛土最大 () m ・切土最大 () m ・一体の切盛土最大 () m <input type="checkbox"/> 質の変更 ・現在の開発区域の地目 ()
予定建築物及び敷地の位置	
予定建築物の用途	非自己居住用住宅 ・ 社会福祉施設 ・ 学校 医療施設 ・ 用途未定
申請予定者	(※ 本書を提出した者と同一の場合は省略できます。) 住所 氏名 電話番号 ()
参考事項	

- 備考 1 次の書類を添付し、開発区域、土砂災害特別警戒区域、予定建築物の位置及び敷地並びに切土、盛土をする土地の部分を明らかにしてください。
- (1) 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上） (2) 開発区域区域図（縮尺1/2,500以上）
 - (3) 現況地形図（縮尺1/2,500以上） (4) 土地利用計画図（縮尺1/1,000以上）
 - (5) 造成計画平面図（縮尺1/1,000以上） (6) 造成計画断面図（縮尺1/1,000以上）
 - (7) 公図の写し (8) 土地の登記事項証明書 (9) その他所長が必要とするもの
- 2 前項の図面に明示すべき事項は、審査基準別表1に記載のとおりです。
- 3 「参考事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。

1-② 特定開発行為許可に係る申請書類等チェックリスト(申請者用)(要綱第4号様式)

要綱第4号様式（第3条関係）

特定開発行為許可に係る申請書類等チェックリスト（申請者用）

1 事前相談

チ ェ ッ ク 項 目	確 認	参照規定
所管土木（治水）事務所、センターに事前相談をしたか。		要綱第3条

2 特定開発行為許可申請書類の確認（申請は、各土木（治水）事務所、センターの許認可指導担当課）

チ ェ ッ ク 項 目	確 認	参照規定
申請書類の確認		
(1) 特定開発行為許可申請書（省令別記様式第2）		省令第8条第1項
(2) 計画説明書（細則第2号様式）		省令第8条第2項、第3項、細則第3条
(3) 計画図		省令第8条第4項
① 現況地形図（縮尺1/2,500以上） ・地形、特別警戒区域及び開発区域の境界、対策工事等を施行する位置並びに当該対策工事等の種類		
② 土地利用計画図（縮尺1/1,000以上） ・開発区域の境界並びに特定予定建築物の用途及び敷地の形状		
③ 造成計画平面図（縮尺1/1,000以上） ・開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び当該開発区域における対策施設を設置する位置		
④ 造成計画断面図（縮尺1/1,000以上） ・切土又は盛土をする前後の地盤面		
⑤ 対策工事等平面図（縮尺1/1,000以上） ・対策工事等を施行する位置及び当該対策工事等の種類		
⑥ 対策工事等断面図（縮尺1/1,000以上） ・対策工事等を施行する前後の地盤面の状況及び対策工事等の種類		
⑦ 対策施設構造図（縮尺1/200以上） ・対策施設（施行令第7条第3号から第5号までに規定する施設及び同条第6号に規定する擁壁をいう。以下この表において同じ。）の種類及び構造		
(4) 構造計算書（対象施設を設置する場合） ・対策施設を設置しようとする者は、施行令第7条第3号から第6号までに規定する技術的基準に適合することを説明する構造計算書		省令第8条第5項
(5) 申請書の添付図書（変更許可申請の場合は不要）		
① 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上） ・縮尺1/50,000以上で開発区域の位置を表示した地形図		省令第10条
② 開発区域区域図（縮尺1/2,500以上） ・縮尺1/2,500以上で開発区域の区域等を表示したもの ア 開発区域の区域 イ 当該区域を明らかに表示するに必要な市町村界、大字、字及び小字の境界、特別警戒区域界並びに土地の地番及び形状		
(6) その他必要に応じて提出する資料		
① 他の法令による許可、認可等の状況がわかる資料（許可書の写し等）		省令別記様式第2備考4
② 計画説明書を補足する資料（現況写真）		細則第3条第2項
③ 権原を有すること（または見込みがあること）を証する書面（公団の写し、土地の登記事項証明書等）		
④ その他、許可にあたり所長が必要とする資料		

3 対策工事等の技術審査基準等

チ ェ ッ ク 項 目	確 認	参照規定
工事期間は1年以内であるか。（所長が認める場合は3年以内）		審査基準
対策工事等の計画が技術審査基準を満たしているか。		法第12条、政令第7条、審査基準
開発区域及びその周辺の地域において土砂災害の発生のおそれを大きくしていいないか（開発行為により新たに特別警戒区域が発生するかどうかを確認のこと）		
高さが2メートルを超える擁壁を設置する場合、都市計画法、宅地造成等規制法又は建築確認の手続きは済んでいるか、又は許可等の見込みはあるか。		政令第7条第6号

備考 申請時に本様式を提出すること。

1-③ 特定開発行為許可申請書(省令別記様式第2)

省令別記様式第2 (第8条関係)

特 定 開 発 行 為 許 可 申 請 書

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定により、特定開発行為の許可を申請します。		※ 手数料欄
年 月 日 神奈川県 事務所長 殿 許可申請者住所 氏名		
特定開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 特定予定建築物の用途	
	4 特定予定建築物の敷地の位置	
	5 対策工事の概要	
	6 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	
	7 対策工事等着手予定年月日	年 月 日
	8 対策工事等完了予定年月日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 ※印のある欄は記載しないこと。
 3 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

1-④ 計画説明書(細則第2号様式)

細則第2号様式(第3条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

計　　画　　説　　明　　書

1 対策工事等の計画の方針

(1) 対策工事

項目	内容		
工事施行箇所	土砂災害特別警戒区域名		箇所番号
工事予定期間	年　月から	年　月まで	
工事の概要			
工事に係る特記事項			

(2) 対策工事以外の特定開発行為に関する工事

項目	内容		
工事施行箇所	土砂災害特別警戒区域名		箇所番号
工事予定期間	年　月から	年　月まで	
工事の概要			
工事に係る特記事項			

2 急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象

ア 急傾斜地の崩壊　イ 土石流　ウ 地滑り

(2) 他の法令による指定の状況

ア 急傾斜地崩壊危険区域　イ 砂防指定地　ウ 地すべり防止区域

エ その他()　オ なし

(3) 土地の現況

	宅　　地	農　　地	山　　林	そ　の　他	計
面　積	m ²				
比　率	%	%	%	%	% 100

(4) 既存砂防施設等の状況

項目	内容		
施設名		設置時期	年　月
構造			
その他の			

(裏)

3 開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）内の土地の現況及び土地利用計画

(1) 土地の現況

ア 区域区分

(ア) 市街化区域 (イ) 市街化調整区域 (ウ) (ア)及び(イ)以外の区域

イ 地域地区

(ア) 用途地域 () (イ) その他の地域地区 ()

ウ 土地の概要

	宅 地	農 地	山 林	そ の 他	計
面 積	m ²				
比 率	%	%	%	%	% 100

(2) 土地利用計画

	特定予定建築物の敷地				その他の敷地 (利用区分別)	計
	非自己 居住用 住 宅	社会福 祉施設	学 校	医 療 施 設		
面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
比 率	%	%	%	%	%	% 100

備考 開発区域を工区に分けたときは、3を別紙として開発区域及び工区ごとに記載してください。

1-⑤ 届出書（既着手）（省令別記様式第3）

省令別記様式第3（第11条関係）

届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第14条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 開発区域に含まれる地域の名称	
2 開発区域の面積	平方メートル
3 特定予定建築物の用途	
4 特定予定建築物の敷地の位置	
5 対策工事の概要	
6 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	
7 対策工事等の着手年月日	年 月 日
8 対策工事等の完了予定年月日	年 月 日
9 対策工事等の進捗状況	

備考 許可申請者又は対策工事等施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2-① 特定開発行為許可済の標識（細則第7号様式）

細則第7号様式（第8条関係）

特 定 開 発 行 為 許 可 済 の 標 識		90センチメートル以上	
許可年月日及び指令番号	年 月 日	神奈川県指令 第 号	
許可した者			
許可を受けた者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	電話 ()		
工事施工者の住所及び氏名	電話 ()		
開発区域に含まれる地域の名称			
開 発 区 域 の 面 積	m ²		
特定予定建築物の用途			
対策工事の概要			
対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要			
対策工事等の予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
	120センチメートル以下	150センチメートル以上	

2-② 土砂災害特別警戒区域内特定開発行為開始届出書（細則第8号様式）

細則第8号様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

土砂災害特別警戒区域内特定開発行為開始届出書

年 月 日

神奈川県 事務所長殿

住 所 法人にあっては、主たる事務所の
氏 名 所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

次のとおり土砂災害特別警戒区域内において特定開発行為を開始したので、届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	第 号
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
開 始 し た 年 月 日	年 月 日
参 考 事 項	

3-① 特定開発行為変更許可申請書（細則第3号様式）

細則第3号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

特定開発行為変更許可申請書

年 月 日

神奈川県 事務所長殿

住 所 法人にあっては、主たる事務所の
氏 名 在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第1項の規定により、特定開発行為の変更の許可を受けたいので、申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
変 更 に 係 る 事 項	
変更内容	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	
参 考 事 項	

備考 「参考事項」の欄には、変更に係る特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載してください。

3-② 住所変更等届出書（細則第4号様式）

細則第4号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

住 所 変 更 等 届 出 書

年 月 日

神奈川県 事務所長殿

住 所 法人にあっては、主たる事務所の
氏 名 所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

次のとおり土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為に係る許可事項について変更があったので、届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日	
指 令 番 号	第 号	
届 出 の 内 容	変 更 前	変 更 後
参 考 事 項		

3-③ 土砂災害特別警戒区域内特定開発行為地位承継届出書（細則第5号様式）

細則第5号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

土砂災害特別警戒区域内特定開発行為地位承継届出書

年 月 日

神奈川県 事務所長殿

住 所 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
氏 名
電話番号

次のとおり土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為について許可を受けた者の地位を承継したので、届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	第 号
被承継者の住所及び氏名 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
承 継 の 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	

3-④ 土砂災害特別警戒区域内特定開発行為地位譲渡許可申請書（細則第6号様式）

細則第6号様式（第7条関係）（用紙　日本産業規格A4縦長型）

土砂災害特別警戒区域内特定開発行為地位譲渡許可申請書

年　月　日

神奈川県　事務所長殿

譲渡人の住所
及び氏名
電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

譲受人の住所
及び氏名
電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為についての許可に基づく地位
を譲渡したいので、申請します。

許可年月日	年　月　日
指令番号	第　　号
譲渡の内容	
譲渡の年月日	年　月　日
譲渡の理由	

3-⑤ 対策工事等休止届出書（細則第9号様式）

細則第9号様式（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

対策工事等休止届出書

年　月　日

神奈川県 事務所長殿

住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり対策工事等を休止したいので、届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
休 止 の 理 由	
開 発 区 域 の 状 況	
休 止 期 間 中 の 保 全 計 画	

3-⑥ 対策工事等再開届出書（細則第10号様式）

細則第10号様式（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

対策工事等再開届出書

年 月 日

神奈川県 事務所長殿

住 所 法人にあっては、主たる事務所の
氏 名 所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

次のとおり対策工事等を再開したので、届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
再 開 し た 年 月 日	年 月 日
参 考 事 項	

3-⑦ 特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書（省令別記様式第6）

省令別記様式第6（第17条関係）

特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書

年 月 日

殿

届出者住所氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第20条の規定により、特定開発行為に関する対策工事等（許可番号 年 月 日 第号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 特定開発行為に関する対策工事等
を廃止した年月日 年 月 日
- 2 特定開発行為に関する対策工事等
の廃止に係る開発区域に含まれる
地域の名称
- 3 特定開発行為に関する対策工事等
の廃止に係る開発区域の面積

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

4-① 対策工事等完了届出書（省令別記様式第4）

省令別記様式第4（第14条関係）

対策工事等完了届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第18条第1項の規定により、特定開発行為の許可に関する対策工事等（許可番号 年 月 第号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 対策工事等の完了年月日 年 月 日

2 対策工事等を完了した開発区域に含まれる地域の名称

※ 受付番号	年 月 日 第号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第号
※工事完了公告年月日	年 月 日

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。